

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○地籍調査事業計画の変更 (地域復興支援課) 一

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一

○指定介護療養型医療施設の辞退の届出 (長寿社会政策課) 二

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二

○保安林の指定の予定 (同) 二

○市街地再開発組合の設立の認可 (都市計画課) 二

○土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 三

○土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 三

### 公 告

○平成三十年度自衛官候補生の募集 (市町村課) 三

### 公 安 委 員 会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

## 告 示

○宮城県告示第千八十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六條の三第二項の規定により、平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年十二月十四日

一 調査を行う者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

### 二 調査地域

変更前	変更後
古川清滝字新町田等七単位区域	古川清滝字新町田等七単位区域
古川清滝字山崎等二単位区域	古川清滝字山崎等二単位区域
古川清滝字寺前等七単位区域	古川清滝字寺前等七単位区域
古川富長字新北田等八十一単位区域(数値情報化)	古川富長字新北田等八十一単位区域(数値情報化)
古川清滝字沼田等二単位区域	古川清滝字沼田等二単位区域
古川富長字新北田等七単位区域	古川富長字新北田等七単位区域
古川清滝字沼田等二単位区域	古川清滝字沼田等二単位区域
古川富長字沼田等十単位区域	古川富長字沼田等十単位区域

### 三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第千八十五号  
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八條第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	まんがこれが現実らしい日本 居場所がない	株式会社コアマガジン
二	雑誌	53455-54	宙おおぞら出版
三	雑誌	恋愛白書バスター 1 2019 JAN.	宙おおぞら出版
四	雑誌	19625-01	宙おおぞら出版
五	雑誌	Young Love Comicyaya 12月号	宙おおぞら出版
六	雑誌	18815-12	宙おおぞら出版
七	雑誌	BOY・Sピアス 01 2019	ジュネット株式会社
八	雑誌	BOY・Sピアス 01 2018	ジュネット株式会社
九	雑誌	BOY・Sピアス 禁断 2018 11	ジュネット株式会社
十	雑誌	18067-11	株式会社コアマガジン
十一	雑誌	実話BUNKAタブー 1月号 2019	株式会社コアマガジン
十二	雑誌	05375-01	株式会社コアマガジン
十三	雑誌	EXMAX! 2019 1月号	株式会社ぶんか社
十四	雑誌	02091-1	株式会社ぶんか社

八	雑誌	昭和ニッポン不思議な怪事件 vol. 2 20328112/19	株式会社日本ジャーナル出版
九	雑誌	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 1月12日号 2032711/12	株式会社日本ジャーナル出版
十	雑誌	臨増ナックルズDX vol. 14 68520152	ミリオン出版株式会社

二 指定理由

図書類の内容が一から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、八の図書類にあつては、甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、十の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千八十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があつた。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四一〇八一〇〇七一	医療法人金上仁友会金上病院 角田市角田字田町百二十三番地	医療法人金上仁友会	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字長須賀九の一、五二の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大萱沢一二九の四〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千八十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

古川七日町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月十四日から平成三十四年三月三十一日まで  
三 施行地区

大崎市古川七日町十七番一、十七番二、十七番三、十七番四、十七番五、十七番六、十七番七、十七番八、十七番十二、十七番十三、十七番十四、十七番十五の一部、十七番十六、十八番一、十八番三、十八番四、十九番、二十番一、二十一番、二十二番一、二十二番二、二十四番一、九十七番二の一部、百番二、百番四、百一番、百二番、百三番、百三番二の一部、百三番地先(旧水路)、百四番二、百四番三、百五番、百五番一、百五番二、百五番五、百六番、百七番、百八番、百九番、三・五・十二並柳福浦線の一部、三・四・三古川中央線の一部、大崎市古川川端百七番一の一部、市道川端北線の一部  
四 事務所の所在地  
大崎市古川七日町八番三十九号

五 設立認可の年月日

平成三十年十二月十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十一年一月十二日

○宮城県告示第九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年十二月十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 本 雅 伸

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年十月三十一日	佐藤 長 市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理事

○宮城県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年十二月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年十一月二十三日	佐藤 正 名	大崎市古川小野字朽木橋六十五番地	理事

### 公 告

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成三十年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

平成三十一年二月二十二日(金)まで

三 試験期日

平成三十一年二月九日(土)、同月十日(日)、同年三月二日(土)、同月三日(日)のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第175号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年12月14日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

平成31年1月30日（水）から2月8日（金）までの上、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日								計
	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
	4号	○	○	○	○	○	○	○	6日間
追加取得講習	3号			○	○				3日間
	4号					○			2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月30日から2月5日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、7日は午前9時30分から午後0時20分までとし、8日は午前9時20分から修了検査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月30日から2月1日及び6日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、7日は午前9時30分から午後3時50分までとし、8日は午前9時20分から修了検査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

2月4日及び5日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、7日は午後4時から修了検査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

2月6日は午前9時30分から午後4時50分まで、7日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規取得講習及び追加取得講習、4号警備業務新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受け

ている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。  
なお、電話での受付は1回につき1人とする。

(2) 受付期間

平成31年1月7日(月)から同月11日(金)までの5日間(1月7日から10日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

平成31年1月15日(火)から同月21日(月)までの土、日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-1(1)～アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-1(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-1(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当

該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-1(1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-1(1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課  
(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)